

加盟団体及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第10条の規定に基づき、この法人の加盟団体並びに準加盟団体（以下「加盟団体等」という。）の加入及び退会並びに負担金の納入について定め、さらにはこの法人の運営並びに活動に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条に規定する団体をいい、スポーツの各競技を代表する団体とは、それぞれの競技別市単位の統轄団体として適当な組織をもつ団体をいう。

2 準加盟団体とは、文部科学省又は日本スポーツ協会が認定した資格を取得した者で構成する団体、市内に事務所を置く県的組織で市内に支部等の組織が構成されていない団体並びに加盟団体の下部又は傍系組織で事業量及び構成員数等から加盟団体に準ずる活動を行っているもので理事会が承認した団体をいう。

3 準加盟団体からは定款第28条の理事を選出しないものとする。また第3条第2項の加盟金は免除するものとし、他の条項は加盟団体の規程を準用する。

(加盟手続き)

第3条 この法人の定款第6条の規定により、新たに加盟団体となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
 - (2) 会則（規約）
 - (3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）
 - (4) 組織表及び事務局体制
 - (5) 過去3年の事業報告及び決算書
 - (6) 当該年度事業計画書及び収支予算書
 - (7) 第2条第1項に掲げる団体の場合は、それを証する書類
 - (8) 第2条第1項に掲げる団体の場合は、審判員の養成制度について説明する書類
- 2 前項の承認を得た団体は、別に定める加盟金を納入するものとする。ただし全額を1回で納入できない事由があるときは理事長の承認を得て割賦納入することができるものとする。また、加盟団体等は毎年6月末日までに別に定める負担金を納めなければならない。
- 3 加盟団体は、第3条の提出書類のうち会則（規約）及び役員名簿に変更があった場合には、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 加盟団体等は、毎事業年度開始前に当該年度の事業計画書、収支予算書及び登録人員を、また、事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書及び収支決算書を理事長に届け出なければならない。
- 5 第1項により承認を受けた場合は、翌年度の4月1日から加盟するものとする。

(負担金の使途)

第4条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の90%を上限に当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

(脱退手続き)

第5条 加盟団体が、定款第8条の規定によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
 - (2) 脱退理由書
- 2 前項の場合、既納の加盟金及び負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第6条 定款第9条の規定により、この法人から除名をしようとするときは、その除名が審議される理事会において、加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

2 前条第2項の規定は、除名の場合に準用する。

(会議)

第7条 理事長は、必要に応じ、第2条に規定する加盟団体を招集して会議を開催することができる。

(賛助会員)

第8条 賛助会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人をいう。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) この法人が発行する発行物の提供
- (2) この法人が会員に案内をする行事等への参加
- (3) その他

(賛助会費)

第9条 賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 個人会員 年間1口 1,000円とし、3口以上
- (2) 法人会員 年間1口 10,000円とし、1口以上

2 退会による会費の返還は行わない。

(会費の使途)

第10条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%を上限に当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の移行登記日までの間、第1条に「定款第10条」とあるのは「寄付行為」第14条第2項と読み替えるものとする。
- 3 財団法人長野市体育協会加盟団体規程は廃止する。

(第3条第2項関係)

加盟金の額は140,000円以上とし、理事会で定めた額を納入する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式任意)

年 月 日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長 様

団体名

住所

代表者名

⑩

(連絡先)

公益財団法人長野市スポーツ協会 加盟申請書

このことについて、貴協会に 本加盟 いたしたく、下記の書類を添えて申請いたします。

記

- 1 会則
- 2 役員名簿
- 3 年度事業計画及び予算書
- 4 年度事業報告及び決算書

(様式任意)

年 月 日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長 様

団体名

住所

代表者名

⑩

(連絡先)

脱 退 申 請 書

このたび、下記の理由から定款第8条の規定により貴協会を脱退したいのでお届けいたします。

記

1 脱退の理由 別紙「脱退理由書」のとおり

以上

(様式任意)

別紙

脱 退 理 由 書

団体名

【脱退の理由】